

橋本市生涯学習推進計画の見直しに向けた提言書

令和3年3月1日

橋本市社会教育委員会議

阪神淡路大震災以降、各地で起きた自然災害を受けて、日本の人々は「人と人のつながり」ということを意識するようになりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、新たな「人と人のつながり方」を模索しています。今ほど、人と人が「Face to Face」で出会うことの大切さを実感することはありません。

こんな、今こそ、社会教育を通して、自分たちのことや周りのことを自分事としてとらえ、工夫をして地域でつながる行動を創り出していく必要があります。社会教育の担う役割を再認識し、市民も行政職員も連携・協働して、これからの持続可能な社会づくりや橋本市の未来を作る取組を進めていきたいと願い、ここに提言します。

1. 橋本市の現状と課題

現在、橋本市は、少子化による人口減少、急速な高齢化、そして、地域経済の縮小や地方財政の悪化、ひとり親家庭の増加などを背景とした貧困問題、地域の伝統行事などの担い手の減少、人と人のつながりの希薄化による社会的孤立の拡大等、様々な課題に直面しています。

今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより良い豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学団体、地域住民など様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが必要となります。

2. 橋本市の社会教育の方向性

人は生涯にわたる学習により、自己を高め、その学びを社会に活かすことで、より豊かな人生を送ることができるといわれています。すべての人が豊かな人生を送るためには、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を発揮できる社会を実現することが求められています。（教育基本法第3条「生涯学習の理念」より）

このような「生涯学習社会」を実現するために、今、社会教育はとても重要です。

社会教育とは、学びを通じて個人の成長（人づくり）を期するとともに他者と学びあい認め合うことで相互のつながりを形成（つながりづくり）していくものです。

他者との交流を通じて、新たな気付きや学びや活動への動機づけがさらに進み、より主体的な学びや活動へとつながっていく、このような学びと活動の循環が生まれると持続可能な社会が実現します。

今後は、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくり（地域づくり）に向けて、社会教育の役割への期待は益々大きくなっています。

○橋本市には、現在 130 ほどの社会教育関係団体が、また、各公民館にはそれを超えるサークルが活動を続けています。それらは個々に違いがあっても自分たちの集まりを自分たちで運営しています。まさに小さな自治がここにはあります。それを支えているのが行政（教育委員会）や公民館等の社会教育施設であり、そこに携わる職員です。今後もより一層の継続した支援が必要です。その支援の一つの柱として、社会教育関係団体や公民館サークルがそれらの存在意義や担っている役割について考え、活動を見つめなおす機会をつくり、学びの成果を生かす活動へとつながる仕組みを作る必要があります。それは、私たち社会教育委員や社会教育関係職員の役割であると考えます。

○地域・学校・家庭が連携して地域の子どもたちを見守り、育てていく、そうすることで地域も学校も家庭もが元気になり、地域全体が活性化していくという考えの「共育コミュニティ」と「コミュニティ・スクール」がすべての地域・学校で推進されています。この 2 つの仕組みが両輪となって推進する地域づくりの理念を、地域により浸透させていき、多様性を尊重して皆が認め合い、ゆるくつながりあえる地域をめざすことがたいせつです。

また、この仕組みを持続可能にするためには、理念を理解して活動・貢献する人材が生まれる基盤・仕組みを作っていくこと、また、多くの貢献や活躍の場を創出することが必要となります。

○豊かな暮らし、魅力ある暮らしとは、「文化度の高さ」による充実した暮らしのことと考えます。橋本市の文化度をあげるべく、芸術・文化面で活動してきた市民活動には素晴らしいものがあります。その活動の拠点が公民館等の社会教育施設であり、活動への市の支援があったからこそです。今後も継続した支援が不可欠であり、なお一層充実した暮らしに根付いた芸術振興が広がることが大切だと考えます。住民が心豊かでいきいきとした生活を送るとともに、各地域の住民の創意工夫に基づく文化あふれる地域をつくっていくことは、その地域に住みたくするという魅力につながると考えます。

3. 公民館の役割と社会教育関係職員の充実

橋本市の社会教育を進めるうえで、公民館の果たすべき役割は大変大きいものがあります。

誰もが使える地域の拠点である公民館は、「集いの場」「学びの場」であり、「活動の場」「仲間づくりの場」でもあります。あらゆる世代の市民が立ち寄りやすく、居心地の良い場であることが望ましいと考えます。また、集まる市民の学びの意欲を育み、主体的に関わる機会を創出して、生きがいをもって人生を送れる市民のお手伝いをしてもらいたいと思います。

そのためにも、公民館職員は、あらゆる世代へのアプローチを考え、地域課題や地域性、

そこで暮らす市民の思いを探り、人の力を引き出すことができるファシリテート力・コーディネート力を備える必要があります。

公民館は、また、学習や活動の拠点というだけでなく、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組の拠点としての役割も求められていると考えます。

そのためにも、公民館や生涯学習課には、社会教育主事(社会教育士)等の専門的な職員の継続的な配置が望ましいと考えます。

4. 社会教育関係団体の充実

橋本市には、130ほどの社会教育団体があり、市の生涯学習を推進する上で大きな役割を担っており、各団体の活動がより活性化し、市や地域に貢献することが期待されています。

しかし、現状は、高齢化や固定化によるメンバーの減少など、活動・存続の困難さを抱えた団体も少なくありません。そこで、各団体の活動などをひろく知らせるために市のホームページに掲載し、各団体が活動の活性化を図るため、社会教育関係団体の発表会や交流会を社会教育委員会議主催で行ってきました。

今後も、社会教育関係団体が活動を活性化させ、市や地域の子どもたち・地域全体への貢献が行いやすい環境づくりが大切であると考えます。

そのためには、社会教育委員や社会教育関係職員は、連携して、社会教育関係団体の位置づけを明確にし、素晴らしい団体の活動を支援する仕組みを作る必要があります。

5. 社会教育施設の使用料（減免措置）に関する考え方

教育基本法第3条（生涯学習の理念）に「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とあります。また、同第4条は（教育の機会均等）について書かれています。

また、第12条（社会教育）では「1. 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。2. 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」

すべての人の学習権の保証がここにうたわれています。年金生活の高齢者や、ひとりで暮らす大人が立ち寄れる公民館は、公共がすべての人のために用意している居場所でもあります。

この公共性の高い公民館等の使用料について、受益者負担の考え方は適合しないと考えられます。今、現在、使っている人と使っていない人がいますが、公民館等は市民全員のもので、すべての人に使う権利があります。

橋本市も例外に漏れず、少子高齢化の波の中にいます。そんな社会情勢の中であって、「市民一人ひとりが一生涯にわたって、自己の人生を磨き、豊かな人生を送るとともに、まちづくりの主体者として育ち合う」（生涯学習推進計画）ことが益々大切な課題になっています。

この課題に対して、重要な役割を果たしているのが、サークルや社会教育関係団体です。これらの組織は、学習・文化・スポーツ活動を通じて、自らの学びを深めるだけでなく、孤立しがちな市民の交流の場として、互いの心と心をつなぎ支え合い、共に育つ機会を創っています。

しかしながら、公民館等で未来を担う若者や子どもたちの活動参加が、少ない傾向にあります。これらの世代が、社会教育による学びを通して地域の課題やその解決方法を様々な世代の住民とともに実践的に学ぶことは、持続可能な地域運営に繋がるものと思われま

す。10年後の橋本市を考えたとき、様々な世代で協働し、自治意識を高め、自らの課題は自分たちで解決していこうとする市民が育つことは大切なことです。

これらの活動拠点になるのが、公民館であり社会教育施設です。これらの施設が、市民に広く開かれ、いつでも、だれでも、自由に使えるように務めることは、益々重要になってきます。現在そして未来を見据えた時、公民館並びに社会教育施設の有効な活用について、一層の検討が必要です。

また、第2次橋本市長期総合計画の基本理念のひとつに、「充実した教育・学習機会があり、伝承と創造の精神と豊かな資質を持つ、次代につながる人材と文化が育つまちをめざします」とあります。文化やスポーツ、歴史・観光を守り、発展させていけるのは、そこに暮らす住民です。その住民を大切にした施策を、住民参画・市民協働で作りと進めていくためにも、生涯学習環境の充実に努めてほしいと考えます。

R2 年度 橋本市社会教育委員名簿

	氏 名	所 属 等	役職
1	大谷 憲裕	市文化協会	
2	岸田 昌章	NPO法人	
3	澤村 優希	子育て中の保護者	
4	滝上 敏彦	元小学校長	副議長
5	辻脇 昌義	橋本市校長会	
6	土田 淳子	放課後子ども教室コーディネーター	議長
7	平家 利也	商工関係者	
8	村田 和子	和歌山大学教授	
9	森口 佳幸	スポーツ推進委員	
10	森田 登司子	子育て中の保護者	
11	和田 照子	橋本市国際親善協会	